大洋州

国又は地域	単位	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第１項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ書面申請かつ未交付失効）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、政令第５条第２項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請）	処分の申請をする者が１２歳未満であり、法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号括弧書きに規定する手数料（１２歳未満かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第１項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第３号及び政令第５条第２項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第３号に規定する手数料（残存有効期間同一旅券等かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第４号及び政令第５条第１項第４号に規定する手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号及び政令第５条第１項第５号に規定する手数料（渡航書）
オーストラリア	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾄﾞﾙ	68	132	63	128	68	132	63	128	17	27
キリバス	ｷﾘﾊﾞｽ・ﾄﾞﾙ	68	132	63	128	68	132	63	128	17	27
サモア	ｻﾓｱ・ﾀﾗ	124	241	116	233	124	241	116	233	31	49
ソロモン	ｿﾛﾓﾝ・ﾄﾞﾙ	371	724	347	700	371	724	347	700	94	147
トンガ	ﾊﾟ・ｱﾝｶﾞ	107	208	100	202	107	208	100	202	27	42
ニューカレドニア	ﾊﾟｼﾌｨｯｸ・ﾌﾗﾝ	5,430	10,605	5,085	10,260	5,430	10,605	5,085	10,260	1,380	2,155
ニュージーランド	ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾄﾞﾙ	73	143	69	138	73	143	69	138	19	29
バヌアツ	ﾊﾞﾂ	5,430	10,605	5,085	10,260	5,430	10,605	5,085	10,260	1,380	2,155
パプアニューギニア	ｷﾅ	162	315	151	305	162	315	151	305	41	64
パラオ	ﾊﾟﾗｵ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
フィジー	ﾌｨｼﾞｰ・ﾄﾞﾙ	102	198	95	192	102	198	95	192	26	40
マーシャル	ﾏｰｼｬﾙ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18
ミクロネシア	ﾐｸﾛﾈｼｱ・ﾄﾞﾙ	45	88	42	86	45	88	42	86	12	18